

## 随意契約結果表

担当課名	環境創造課
案件名	令和4年度 第3次三田市地球温暖化対策実行計画及び 省エネルギー対策推進業務委託
案件の概要	「地球温暖化対策の推進に関する法律」による定期報告及び同法に基づき策定した「第 3 次三田市地球温暖化対策実行計画」に掲げる温室効果ガス削減の推進に係るデータ分析並びに削減の取り組みに対する支援等を行うとともに、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」による省エネルギー対策に係る調査・報告等に関する業務の支援等を行うものである。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和4年5月2日
契約の相手方	アセス株式会社
契約金額	2,530,000 円(うち消費税 230,000 円)
契約期間	令和4年5月2日から令和5年 3 月 20 日まで
随意契約とした理由	<p>当市においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定により平成 13 年3月に「第 1 次三田市地球温暖化対策実行計画(さんだエコプラン 21)」を策定し、平成 13 年度から温暖化対策を行ってきた。</p> <p>地球温暖化対策については、平成 27 年度を基準年として平成 29 年度から令和 3 年度までの5ヵ年で温室効果ガスを 9.5 パーセント削減することを目標とする新たな「第3次三田市地球温暖化対策実行計画」を平成 28 年度に策定した。</p> <p>また、新たに省エネルギー対策として平成 20 年5月に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」が平成 22 年度から施行されたことにより、当市役所が特定事業者として国から指定を受け、届出・報告、省エネの推進へ向けた中長期的な取り組みを実施している。</p> <p>本業務は、実行計画期間内の取組等を分析、評価する必要がある。そのため、「第3次三田市地球温暖化対策実行計画」の策定委託事業者であり、併せて前計画から温室効果ガス排出量調査の委託業者であるアセス株式会社は、経済的かつ合理的に遂行できる適切な受注者であるとともに、業務面、費用面からも優位な受注者である。</p>
随意契約とした法的根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。 (その性質または目的が競争入札に適しないもの)